

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	早川地区 (中早川・早川・北早川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

8名の認定農業者を中心に米麦などの土地利用型農業に取り組んでいるが、担い手が不足しており、現状かなりの耕作面積を担っていて、これ以上の集積が難しい。また機械の稼働率が大きいため、更新に苦慮している。
サルやイノシシなどの鳥獣被害も多く発生しており、個人での対応は難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米麦大豆の作付けを主体とした認定農業者や認定新規就農者を中心に農地集積に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	※変更前 34.0 33.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
- ・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の集積については認定農業者を中心に行っていくが、後継者不足についても課題であるので、新規就農者や入り作農業者など、農地の受け皿となる担い手の確保についても併せて取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、目標地図に沿った農地の集積、集約化を進める。中心経営体が病気やケガなどの事情により営農の継続が困難になった際は、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えがスムーズにいこう、機構と調整を図りながら取り組む。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S38～40 第1次農業構造改善事業 区画整理 実施済。 【今後取り組みたいこと】 ・圃場の大区画化 ・用排水管理の省力化のための整備→事業化の検討 水田の汎用化のための暗渠排水施工
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
水田地帯については、米・麦・大豆が主要作物ではあるが、今後は新規就農者や入り作の認定農業者などの担い手を確保していく中で、多様な経営体の育成に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①町と地域が協力しながら、鳥獣被害対策を行っていきたい。
 ②有機農業に取り組む。
 ⑦多面的機能支払事業の取り組みとして、今後も農地の保全管理に努める。